

避難・屋内退避対象市町村

(3月15日午前11時15分発表)

1 避難対象市町村

福島第一原子力発電所半径20・第二原子力発電所半径10キロメートル

南相馬市(小高区、原町区の一部)

浪江町の一部

双葉町

大熊町

富岡町

楢葉町

広野町の一部

葛尾村の一部

川内村の一部

田村市(都路町の一部)

2 屋内退避対象市町村

福島第一原子力発電所半径20～30キロメートル

南相馬市(原町区の一部(1を除く)・鹿島区の一部)

飯館村の一部

浪江町の一部(1を除く)

広野町(1を除く)

葛尾村(1を除く)

川内村(1を除く)

田村市(都路町(1を除く全部)、常葉町の一部、滝根町の一部(山林区域)、船引町の一部)

いわき市の一部